

# 森林環境税の課税が始まります

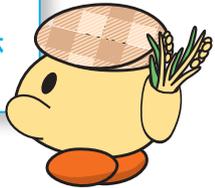
地球温暖化防止や治水などさまざまな機能を持つ森林。しかし、整備やその担い手不足などが現在大きな課題となっています。

そこで令和6年度から、森林整備やその促進を目的とした森林環境税（国税）が市・道民税と合わせて課税されます。

納付された森林環境税は、市町村を通じて国が受け取り、全額が森林環境譲与税として地方に譲与され、活用されます。

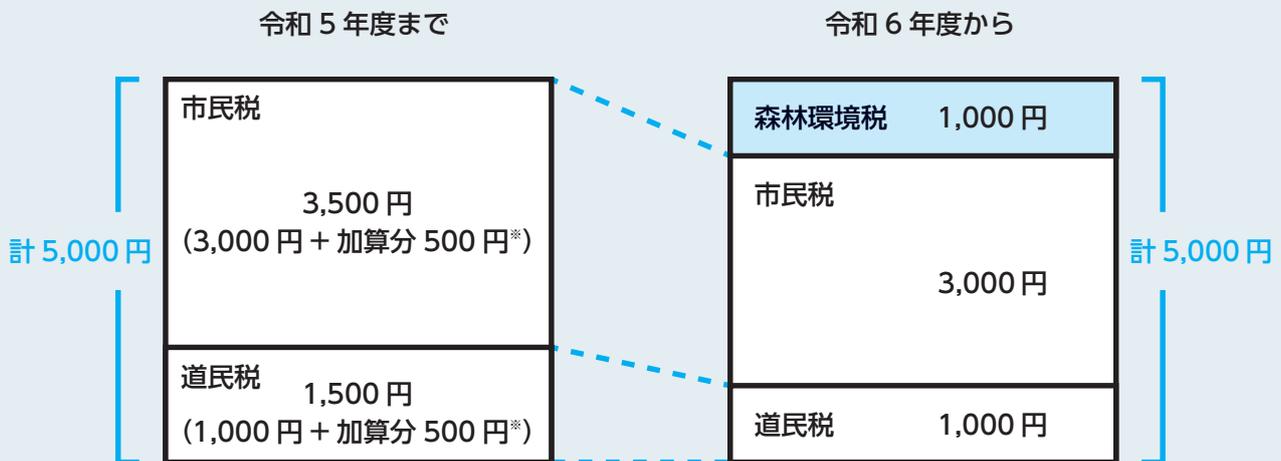
## 森林環境税のポイント

- 市・道民税（均等割）課税の方の税負担は変わらない
- 市・道民税が非課税でも、森林環境税のみ課税される場合あり



## 市・道民税均等割の改正イメージ

均等割の枠組みで徴収（令和5年度までの1,000円加算が終了し、新たに1,000円課税）するため、**市・道民税均等割が課税されている方の負担は変わりません**



※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するための加算（令和5年度で終了）。

## 森林環境税が課税されない人（非課税基準）

市・道民税と森林環境税で非課税基準が異なるため、森林環境税のみ課税される場合があります。

	森林環境税	(参考) 市・道民税
扶養親族なし	合計所得金額が 415,000 円以下 (給与収入のみの場合、965,000 円以下)	合計所得金額が 420,000 円以下 (給与収入のみの場合、970,000 円以下)
扶養親族あり	合計所得金額が次の金額以下 $315,000 \text{ 円} \times (1 + \text{扶養親族の数}) + 289,000 \text{ 円}$	合計所得金額が次の金額以下 $320,000 \text{ 円} \times (1 + \text{扶養親族の数}) + 290,000 \text{ 円}$
障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当する方	合計所得金額が 1,350,000 円以下	

岩見沢市の森林環境譲与税の活用状況は市ホームページへ  
ID:2997 →



森林環境税・森林環境譲与税について、詳しくは林野庁のページへ  
林野庁のページ →

